

1. 監査を実施した監査委員

中野 渡 進
馬 場 騎 一

2. 監査の期間

令和5年9月15日 から 令和5年10月20日 まで

3. 現地調査の期日及び対象課

| 執行年月日 | 対 象 課 |
|---------------|---|
| 令和5年10月19日(木) | 基地渉外課 政策調整課 秘書課 総務課 防災管理課 DX推進課 情報システム管理室 国際交流課 CATV情報室 |
| 令和5年10月20日(金) | 税務課 広報広聴課 管財課(契約検査室を含む) 財政課 |
| | ----- 監査結果講評 |

4. 監査要領

令和5年度(令和5年4月1日～令和5年8月31日)における財務に関する事務の執行を監査の対象とした。(一般財団法人三沢市自治振興公社は令和4年度対象)

監査に当たっては、三沢市監査基準に基づき、各課(かい)より資料の提出を求め、関係者からの説明を聴取するとともに例月出納検査の結果をふまえ、財務に関する事務処理が三沢市会計事務規則に準拠して適正に行われているか、また、その事務処理については、最少の経費で最大の効果を上げるようなされているか等に重点をおき実施した。

5. 着 眼 点

(1) 予算の執行状況について

- ・ 予算の執行は計画的に行われているか。
- ・ 予算の配当額を超過して執行していないか。
- ・ 予算科目を誤って執行していないか。

(2) 歳入事務について

- ・ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 調定額の算出及び時期は適正か。
- ・ 歳入科目、所属年度は適正か。
- ・ 不当に債権を放棄しているものはないか。

(3) 歳出事務について

- ・ 予算の目的外支出はないか。
- ・ 予算科目を誤っているものはないか。
- ・ 支出負担行為は法令その他に違反していないか。
- ・ 資金前渡、概算払、前払金等支払方法及び精算の事務処理は適正か。
- ・ 切手等金券の取扱いは適正か。

(4) 補助金等の交付状況について

- ・ 補助金等の交付に係る事務処理は適正に行われているか。
- ・ 補助金等の交付方法、交付時期は適切か。

(5) 契約の状況について

- ・ 算出方法は合理的な基準により行われているか。
- ・ 契約の履行は適正に行われているか。
- ・ 契約の所期の目的を達しているか。

(6) 工事関係について

- ・ 請負代金の支払は適正に行われているか。
- ・ 前払金、部分払の算定及び支出は適正か。

(7) 備品の管理について

- ・ 備品の管理は適正か。
- ・ 貸与・所管換えの手続きは適正か。
- ・ 標識表示は適正か。

(8) その他

- ①旅費の支出について
- ②食糧費の支出について

6. 監査の結果

上記の項目に重点をおき監査を実施した。その結果は次のとおりである。

(1) 予算執行状況について

対象課全体としては、歳入予算額に対しての収入率は38.0%、調定額に対する収入率（対調定収入率）は66.2%、歳出予算執行率は23.8%となっている。

(2) 歳入事務について

歳入調定行為は、関係法令等に準拠して適正に行われているものと認められた。

(3) 歳出事務について

①支出負担行為の適否

支出負担行為は、適正に行われているものと認められた。

②前渡資金の取扱い

前渡資金の精算状況等その取扱いは、適正であると認められた。

③切手等金券の取扱い

切手等金券の取扱いは、適正であると認められた。

(4) 補助金等の交付状況について

当該監査における対象補助金の交付件数は96件である。これらの補助金は、三沢市補助金等の交付に関する規則等に準拠して、適正に交付されているものと認められた。

今後とも、補助金交付団体への指導監督を適切に行い、補助金等の交付の適正化と効率的な運用を図られるよう望むものである。

(5) 契約の状況について

契約書等の書類監査を行った結果、その事務処理は適正に行われているものと認められた。

(6) 工事関係について

契約書等の書類監査を行った結果、その事務処理は三沢市契約事務規則に準拠して、適正に行われているものと認められた。

(7) 備品の管理について

抽出により監査を行った結果、備品は適正に管理されているものと認められた。

(8) そ の 他

①旅費の支出について

旅費の執行状況を確認するため、旅行命令書、出勤簿、復命書の提出を求め調査するとともに、関係者からの説明を聴取して監査を行った。

その結果、旅費の執行については、三沢市職員服務規程第9条の規定を遵守して、復命がなされているものと認められた。

また、旅費の支出についても三沢市職員等の旅費に関する条例、施行規則及び基準等に準拠し、適正に支出されているものと認められた。

②食糧費の支出について

食糧費の支出については、支出の目的に基づき適正に支出されているか、支出負担行為は適正に行われているか、不当な予算流用はないか、経費の節減に努めているか等に重点をおき、支出の理由、対象者、経費等について詳細に調査するとともに、関係者の説明を聴取し、併せて既に実施した例月出納検査の結果を参考に監査を行った。

その結果、食糧費支出伺票、同附票及び支出票において、支出の理由及び金額等が明確にされており、その事務処理は適正に行われているものと認められた。

なお、些細な事項は口頭で指導し是正させているため、本報告書から省略した。以下、各課（かい）ごとに報告する。

以 上